

## 日本弁護士連合会 報酬等基準規程（平成7年10月1日施行）抜粋

## （刑事事件の着手金）

第30条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
再審請求事件	20万円から50万円の範囲内の一定額以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

## （刑事事件の報酬金）

第31条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の額
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の額
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
		求略式命令	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
	起訴後 (再審事件を含む。)	無罪	50万円を最低額とする一定額以上
		刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
検察官上訴が棄却された場合	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
再審請求事件		20万円から50万円の範囲内の一定額以上	

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条（刑事事件の着手金）の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

( 刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等 )

第 3 2 条 起訴前に受任した事件が起訴 ( 求略式命令を除く。 ) され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第 3 0 条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の 2 分の 1 とする。

2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前 2 条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して 1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。